

公 告

公募型プロポーザル方式により売店、食堂及び自動販売機（以下、「売店等」という）を設置・運営する事業者（以下、「運営事業者」という）を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 21 日

鳥取県立厚生病院長 齊藤 博昭

1 公募の概要

(1) 名称

鳥取県立厚生病院における売店等運営事業者

(2) 内容

鳥取県立厚生病院（以下「厚生病院」という）において行政財産使用許可を受け、職員・患者等を対象にした売店（飲食料品及び日用品等の販売並びに厚生病院入院患者への病衣、日用品及びおむつ等（以下「入院セット」という）の供給サービスを行う小売店舗）、食堂（調理した料理等を提供する飲食店舗）及び自動販売機（飲食料品等を販売するもの）を設置・運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 使用許可する施設の概要

ア 所在地

鳥取県倉吉市東昭和町150

イ 施設名称

鳥取県立厚生病院

ウ 使用許可予定場所

外来中央診療棟 1 階、5 階の一区画ほか（別図を参照）

エ 使用許可予定面積

計150m²程度（1 階：約70m²、5 階：約40m²ほか）

(4) 使用許可する期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

(5) 行政財産使用料

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第 7 号）別表の使用料に準じて算定した額を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第 3 項に規定する使用料として徴収する。

なお、これ以外に光熱水費のほか売上額に応じた施設使用料を徴収する。

(6) 事業に必要な施設整備、備品

事業者の負担とする。（貸与品として特記されたものを除く）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 8 年 8 月 21 日（金）から令和 8 年 12 月 18 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 令和 8 年 8 月 21 日（金）から令和 8 年 12 月 18 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者

(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

- (4) 令和8年8月21日(金)から令和8年12月18日(金)までの間のいずれの日においても、食品衛生法(昭和28年法律第229号)に違反したとして行政処分を受けていない者であること。
- (5) 県税を滞納していない者であること。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所もしくはその他の事業所を有するか、または本件公募と同様の店舗等を運営していること。

3 評価方法及び選定方法

詳細は、鳥取県立厚生病院売店・食堂・自動販売機等運営事業者公募要項(以下、「公募要項」という)による。

(1) 評価方法

応募者が提出する企画提案書を、鳥取県立厚生病院売店等運営事業者選定委員会が公募要項に示す評価基準に基づいて評価する。

(2) 選定方法

評価で最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、行政財産の使用を許可するものとする。

4 手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院 事務局総務課 施設担当(外来中央診療棟4階事務室)

電話 0858-22-8181 ファクシミリ 0858-22-1350

メール kouseibyounin@pref.tottori.lg.jp

(2) 公募要項の交付方法

令和8年8月21日(金)から令和8年12月4日(金)までの間にインターネットの鳥取県立厚生病院ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyounin/>)から入手すること。

(3) 提案書の提出

ア 提出方法

本件公募に参加を希望する者は、公募要項に基づき、参加表明書及び企画提案書を作成し、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による提出は提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

令和8年11月27日(金)から令和8年12月4日(金)午後5時まで(郵送必着)

(4) 質問回答

この公告について質問がある場合は、公募要項に基づき質問書を提出すること。

(5) 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結に係る協議を行い、行政財産使用に係る覚書を取り交わす。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更も含む。協議が不調のときは、前項により順位付けられた上位の者から順に契約締結に係る協議を行う。